

# 香川県報



第84号

平成18年

10月24日(火曜日)

香川県知事 眞 馨 哉

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 告示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請

（環境管理課）

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定

（水産課）

道路の区域変更（二件）

（道路課）

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（二件）

（ " " ）

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（二件）（経営支援課）

（ " " ）

土地改良事業の適否決定（二件）

（土地改良課）

土地改良区の役員の退任の届出

（ " " ）

### 告示

香川県告示第六百三十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月二十四日

- 申請の概要
  - 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
普通寺市中村町1587番地  
株式会社類樟 代表取締役 白井 輝茂
  - 事業場の所在地及び名称  
普通寺市中村町1003-1  
株式会社類樟新工場
- 特定施設に関する事項

種別	能力	めん類製造業の用に供する湯煮施設
工事着手予定年月日	許可日	
工事完成予定年月日	着工後30日	
使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続4時間（冬期20%減、夏期20%増）	
排出される汚水等の汚染状態	項目	標準
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	800	800
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	800	1,000
浮遊物質量 (mg/ℓ)	400	500
窒素含有量 (mg/ℓ)	60	100
りん含有量 (mg/ℓ)	8	10
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	18	20

湯煮準備等で4時間程度要する。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更無し。

(5) 排水水の汚染状態及び量

区 分	第 1 排 水 口	大
排水水の汚染状態		
水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30
浮遊物質重量 (mg/ℓ)	40	50
窒素含有量 (mg/ℓ)	30	60
りん含有量 (mg/ℓ)	6	8
大腸菌群数 (個/ml)	1,000	3,000
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	152	192

他に、排水口が2箇所(雨水専用：2箇所)ある。

(備考) 今回、新たに特定施設を設置するが、一部既設特定施設を廃止するため、排水の量及び汚染状態並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦欄の期間及び場所

(1) 期間

平成18年10月24日から同年11月14日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

善通寺市市民部生活環境課

香川県告示第六百三十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、直島加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があつ

たと認めたので告示する。

平成十八年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第六百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十月二十四日から同年十一月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路 線 名 小養前田東線(四十二号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字小養字足田打一 一四四番四地先から	前	四・二 〇	七五	道路維持修繕工事に伴う区域変更
	後	二二・〇 二六・四	七五	
木田郡三木町大字朝倉字石船二 八三番地先から	前	七・五 二四・五	四四	
	後	七・五 二四・五	四四	

香川県告示第六百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十月二十四日から同年十一月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二十四日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 志度山川線（三号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
さぬき市志度字カシキ四三三番 三地先から	前	九・一	一一〇	道路改修工事に伴う現道拡幅
	後	一三・三	一一〇	
さぬき市志度字カシキ四三六四番 一〇地先まで	前	一一・九	一一〇	
	後	一四・〇	一一〇	

### 公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年十二月五日まで縦覧に供する。

平成十八年十月二十四日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 申請のあつた年月日  
平成十八年十月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人香川環境資源ネットワーク

藤田 繁

三豊市豊中町本山甲一二五八番地一

三 定款に記載された目的

この法人は、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とする経済社会システムのあり方を根本から問い質し、これからは環境負荷の少ない循環を基調とした社会を構築していかねばならないという観点から、環境資源に関する調査研究、政策提言、普及啓発、人材育成、マネージメント等に関する事業を行うことにより、もって環境の保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年十二月四日まで縦覧に供する。

平成十八年十月二十四日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 申請のあつた年月日  
平成十八年九月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人どんぐりネットワーク  
木村 等  
木田郡三木町大字鹿伏三三八番地五

三 定款に記載された目的

本会は、森づくり活動及び森林に関する文化的な活動を行うとともに、子どもたちを中心に市民に対して森林体験を提供する活動をおして、良好な自然環境の維持・創出、環境保全思想の普及並びに地域の人々の健全な心身の育成を推進し、ひいては地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。また、市民、森林保有者、行政、企業などが協力しあつて、多様な人々が森づくりに参加できる環境をつくり、人と森林が共生で

きる社会の実現に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年十二月五日まで縦覧に供する。

平成十八年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十八年九月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ハイ・フォロー・ステーション

中條 慎也

高松市男木町一八四三番地

三 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者、障害者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、まごころのこもつた助け合い及び居宅サービス、居宅介護支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十八年六月六日香川県公告(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

坂出ショッピングセンター 坂出市入船町二丁目三二〇番一ほか

三 法第八条第一項の規定により坂出市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年十月二十四日(火曜日)から同年十一月二十四日(金曜日)まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十八年六月九日香川県公告(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

西村ジョイ成合店 高松市成合町八一二番地一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

1 市道における通行の安全と円滑の確保を図るための方策を講じること。

2 コミ・清掃、除草等を定期的に行う等、周辺の道路の適正利用促進に努めること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年十月二十四日（火曜日）から同年十一月二十四日（金曜日）まで

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、四箇池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）（明神股地区））を行うことについて平成十八年十月十日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年十一月二日から同月二十一日まで縦覧に供する。

平成十八年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十月十日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十一月二日から同月二十二日まで縦覧に供する。

平成十八年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市名	土地改良事業名	縦覧場所
さぬき市	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）馬次地区	さぬき市建設経済部土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）楠木地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）真鍋池地区	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市

西植田土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
監事	東原 武夫	高松市三谷町三四五番地	平成一八、九、一九

平成十八年十月二十四日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています